

証券コード 6074
2020年6月11日

株 主 各 位

大阪市西区土佐堀一丁目4番11号
株 式 会 社 ジ ェ イ エ ス エ ス
代表取締役社長 藤 木 孝 夫

第45回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第45回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2020年6月26日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 大阪市西区土佐堀一丁目4番11号
金鳥土佐堀ビル 9階当社会議室
（前回と開催場所が異なりますのでご注意ください。） |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | | 第45期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金の配当の件 |
| 第2号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 |
| 第3号議案 | | 監査等委員である取締役4名選任の件 |

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.jss-group.co.jp/>）に掲載させていただきます。
- ◎本株主総会におきましてはご出席の株主様へのお土産はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

【新型コロナウイルス対策につきましては次頁をご参照ください。】

＜定時株主総会における新型コロナウイルス感染症拡大防止について＞

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対策を以下のとおり実施させていただきます。
株主の皆様にはご不便をおかけしますが、何卒ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。
なお、今後の状況変化によって、株主総会の運営に変更が生じる場合は、当社ウェブサイト
(<https://www.jss-group.co.jp/>) に掲載させていただきます。

◎新型コロナウイルス感染症拡大のリスクを軽減するため、本株主総会における議決権行使は、書面による方法が可能となっておりますので、健康状態にかかわらず、株主総会へのご来場を見合わせていただくなど、議決権を事前に行使していただくことをご検討くださいますようお願いいたします。

なお、議決権の行使については、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月25日（木曜日）午後6時までに到着するよう書面にて議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会へのご出席を検討されている株主様は、当日の健康状態に十分ご留意いただき、ご無理をされないようお願いいたします。また、ご来場される場合は、マスクをご準備のうえご来場ください。

◎ご高齢の方、体調に不安のある方、妊娠されている方、直近で海外渡航された方は、本総会へのご出席を見合わせることをご検討ください。

◎株主総会会場において、運営スタッフのマスク着用での対応、アルコール消毒液の使用のご協力を株主様へお声がけさせていただくなどの措置を講ずる場合がございます。

◎接触感染のリスクを低減させる観点から、本株主総会におきましてはご出席の株主様へのお土産はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

【株主通信の発行休止に関するお知らせ】

定時株主総会終了後にお届けしておりました「株主通信」は、新型コロナウイルス感染症の拡大による急速な事業環境の悪化を踏まえ、経費削減が急務と判断をし、本年は発行を休止することといたします。
株主の皆様には何卒ご理解ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当事業年度における我が国の経済は、輸出、生産が軟調であった一方、雇用・所得環境の改善が続くなかで各種政策の効果もあり緩やかな回復基調となったものの、2019年10月の消費税増税後は消費動向に力強さを欠く状態が続きました。さらに、期末にかけては新型コロナウイルス感染症の拡大により急速で大幅な下押し局面に入り、先行きは極めて不透明な状態となりました。

この様な状況の中、当社におきましては例年より特典を充実した入会キャンペーンによる会員集客の強化を図り、入会者獲得が順調に推移したことで、前期に減少した在籍者数の回復を成し遂げたものの、新型コロナウイルス感染症の拡大による急激な市場環境の悪化により再び減少することとなりました。

その他営業施策としましては、特許出願中である水中の特性を活かした関節等体への負担が少ない形でトレーニングができる自社開発の水中バイクについて、新たに開発した当器具を使った水中プログラムとともに直営事業所22校へ導入し、その他直営事業所にも順次展開するべく準備を進めました。

選手強化面におきましては、2019年7月に韓国・光州で開催された第18回世界水泳選手権大会において、競泳の瀬戸大也選手（ANA／JSS毛呂山）が金2つ、銀1つのメダルを獲得、飛び込み競技の荒井祭里選手（JSS宝塚／武庫川女子大学）が入賞し、両選手ともに2021年7月から8月までに掛けて開催される東京オリンピックの代表選手に内定する結果となりました。

事業所につきましては、2020年5月に新築移転を予定するJSSスイミングスクール出雲（島根県出雲市）の工事が予定通り進行しました。

また、2020年3月には日本テレビホールディングス株式会社と業務資本提携契約を締結し、同社の100%子会社で関東エリアを中心に全国173店舗（2020年4月1日現在）のフィットネスジムを運営する株式会社ティップネスを含む、両社の強みを活かした協業を進めることとなりました。

このような営業施策に取り組みましたが、前述の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、全国の事業所で営業休止や縮小、既存会員の休会や退会が増加したことで、当事業年度末の会員数は97,144人（前期比1.3%減）となりました。子供、大人別会員内訳では、子供会員数が85,876人（前期比1.1%減）、大人会員数が11,268人（前期比2.9%減）となっております。

以上の結果、当事業年度の売上高は8,480百万円（前期比2.9%減）、営業利益は374百万円（前期比20.8%減）、経常利益は390百万円（前期比19.6%減）、当期純利益は185百万円（前期比41.6%減）となりました。

なお、当社はスイミングスクール運営事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を行っておりません。

② 設備投資の状況

当事業年度中の設備投資の総額は313百万円であり、その主な内容は、次のとおりであります。

- ・当事業年度中に取得・完成した主要設備等（取得価額）

J S S スイミングスクール出雲 建設仮勘定 282百万円

- ・重要な固定資産の売却・除却等

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 42 期	第 43 期	第 44 期	第 45 期 (当事業年度)
	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
売 上 高	8,514	8,722	8,729	8,480
経 常 利 益	538	558	486	390
当 期 純 利 益	341	362	318	185
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	84円82銭	90円11銭	79円12銭	47円86銭
総 資 産	5,938	6,601	6,716	6,701
純 資 産	2,265	2,583	2,797	2,868

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 当社は、2017年4月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。第42期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社におきましては、新型コロナウイルスの感染症拡大により、年度末より当社の運営する事業所のスクールの休館を余儀なくされ、新規会員の集客は疎か、多くの退会者を出すに至りました。この様な状況下において、売上の大幅な減少は避けられないものと考えており、この様な課題に対処するために下記の経営施策を行ってまいります。

① ローコストによる社員教育の推進とサービスの向上

当社の事業所は全国に点在しており、時間的制約と移動コストが大きな課題であります。これらの問題点を改善するべく、Web会議システムの導入を進めてまいります。

② 積極的な人材の確保

将来に向けた新規店舗の拡充を推し進めるため、若手社員の求人活動を強化してまいります。

(5) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

- ・スイミングスクール、テニススクールおよびフィットネスなどスポーツクラブの企画、経営ならびに運営管理およびこれらのコンサルタント
- ・スポーツ用品、用具類および付属機器ならびに加工機、設備等の販売
- ・学習塾教室、スポーツ教室、カルチャー教室、健康増進教室の開催、企画、経営ならびに運営管理
- ・経営、運営しているスポーツクラブ等の会員に対するサービス業務
- ・旅行業
- ・建築工事業、建物の設計およびデザイン、土木工事業、鋼構造物工事業、管工事業、機械器具設備工事業および設計業務
- ・不動産の賃貸に関する事業
- ・企業従業員その他一般団体、個人の体力測定に基づく健康管理業務の受託
- ・健康器具、美容機器、医療機器の販売および輸出入
- ・市場および広告に関連する調査、分析、コンサルティング等のマーケティング業務

(6) 主要な事業所（2020年3月31日現在）

① 本社 大阪市西区土佐堀一丁目4番11号

② 直営事業所

No.	直営事業所名	所在地	No.	直営事業所名	所在地
1	J S S スイミングスクール清田	北海道	33	J S S 白子スイミングスクール	三重県
2	J S S 釧路スイミングスクール	北海道	34	J S S スイミングスクール松阪	三重県
3	J S S 登別スイミングスクール	北海道	35	J S S 山本スイミングスクール	大阪府
4	J S S 岩見沢スイミングスクール	北海道	36	J S S さやまスイミングスクール	大阪府
5	J S S 北上スイミングスクール	岩手県	37	J S S 深井スイミングスクール	大阪府
6	J S S 盛岡スイミングスクール	岩手県	38	J S S 柏原スイミングスクール	大阪府
7	J S S あおやまスイミングスクール	岩手県	39	J S S エビススイミングスクール	大阪府
8	J S S 仙台スイミングスクール	宮城県	40	J S S 東花園スイミングスクール	大阪府
9	J S S 南光台スイミングスクール	宮城県	41	J S S スイミングスクール八尾	大阪府
10	J S S 秋田スイミングスクール	秋田県	42	J S S スイミングスクール松原	大阪府
11	J S S いわきスイミングスクール	福島県	43	J S S スイミングスクールいずみ中央	大阪府
12	J S S 宇都宮スイミングスクール	栃木県	44	J S S スイミングスクール瓢箪山 J S S フィットネスクラブ瓢箪山	大阪府
13	J S S 所沢スイミングスクール	埼玉県	45	J S S スイミングスクールりもね	大阪府
14	J S S 入間スイミングスクール	埼玉県	46	J S S 尼宝スイミングスクール	兵庫県
15	J S S 毛呂山スイミングスクール	埼玉県	47	J S S 大久保スイミングスクール	兵庫県
16	J S S スイミングスクールおゆみ野	千葉県	48	J S S 姫路スイミングスクール	兵庫県
17	J S S 八王子スイミングスクール	東京都	49	J S S 宝塚スイミングスクール	兵庫県
18	J S S スイミングスクール若葉台	東京都	50	J S S 津山スイミングスクール	岡山県
19	J S S スイミングスクール立石	東京都	51	J S S 広島スイミングスクール	広島県
20	J S S スイミングスクール鶴見	神奈川県	52	J S S 大州スイミングスクール	広島県
21	J S S ジャンボスイミングスクール	新潟県	53	J S S 廿日市スイミングスクール	広島県
22	J S S ジャンボインドアテニススクール	新潟県	54	J S S 米子スイミングスクール	鳥取県
23	J S S スイミングスクール中野山	新潟県	55	J S S 松江スイミングスクール	島根県
24	J S S スイミングスクール富山	富山県	56	J S S 出雲スイミングスクール	島根県
25	J S S スイミングスクール高岡	富山県	57	J S S センコースイミングスクール	香川県
26	J S S インドアテニススクール富山	富山県	58	J S S 高知スイミングスクール	高知県
27	J S S スイミングスクール本郷	富山県	59	J S S 姪浜スイミングスクール	福岡県
28	J S S スイミングスクールとなみ	富山県	60	J S S スイミングスクールちくご	福岡県
29	J S S 多治見中央スイミングスクール	岐阜県	61	J S S スイミングスクール伊都	福岡県
30	J S S 中川スイムスクール	愛知県	62	J S S 浦添スイミングスクール	沖縄県
31	J S S 比良スイミングスクール	愛知県	63	J S S スイミングスクール沖縄中央	沖縄県
32	J S S スイミングスクール守山	愛知県			

③ 受託事業所

No.	受託事業所名	所在地	No.	受託事業所名	所在地
1	J S S あゆみスイミングスクール札幌	北海道	12	J S S 茨木中央スイミングスクール	大阪府
2	ジャパンスイミングスクール江別	北海道	13	J S S はびきのスイミングスクール	大阪府
3	J S S きたみスイミングスクール	北海道	14	J S S ガボスイミングスクール	大阪府
4	J S S あいの里スイミングスクール	北海道	15	J S S 住吉スイミングスクール	大阪府
5	ジャパンスイミングスクール大原	千葉県	16	J S S 高槻中央スイミングスクール	大阪府
6	J S S 八街スポーツクラブ	千葉県	17	J S S 富雄スイミングスクール	奈良県
7	J S S 長岡スイミングスクール	新潟県	18	J S S 三木スイミングスクール	兵庫県
8	J S S 金沢駅西スイミングスクール	石川県	19	J S S 北神戸スイミングスクール&スポーツクラブ	兵庫県
9	J S S 金沢駅西スイミングスクール栗崎	石川県	20	J S S 川西スイミングスクール	兵庫県
10	J S S 磐田スイミングスクール	静岡県	21	J S S 具志川スイミングスクール	沖縄県
11	一宮スイミングスクール	愛知県			

(7) 使用人の状況（2020年3月31日現在）

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
523名	0名	39.0歳	13.6年

- (注) 1. 使用人数には、当社からの出向者を除き、当社への出向者を含んでおります。
2. 使用人数には、エリア正社員46名、契約社員36名を含んでおります。
3. 使用人数以外にアルバイト401名を雇用しております。
なお、アルバイトの人数は、最近1年間の平均人数であり、月間166時間で換算しております。

(8) 主要な借入先の状況（2020年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 京 都 銀 行	482百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	383百万円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	336百万円
株 式 会 社 関 西 み ら い 銀 行	243百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	236百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	148百万円

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2020年3月13日付で、日本テレビホールディングス株式会社との間で、業務資本提携を締結いたしました。

2. 株式の状況（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 15,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,026,056株
- (3) 株主数 1,490名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（株）	持株比率（％）
日 本 テ レ ビ ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	1,000,000	25.86
江 崎 グ リ コ 株 式 会 社	371,056	9.59
奥 村 征 照	240,000	6.21
関 健 二	171,400	4.43
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社	133,400	3.45
内 藤 征 吾	115,900	3.00
柿 沼 佑 一	100,000	2.59
キ リ ン ビ バ レ ッ ジ 株 式 会 社	100,000	2.59
藤 木 孝 夫	94,000	2.43
浜 本 憲 至	83,000	2.15

- （注） 1. 当社は、自己株式を158,372株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	藤 木 孝 夫	
取 締 役 会 長	奥 村 征 照	
常 務 取 締 役	古 谷 政 徳	事業本部長
常 務 取 締 役	田 原 富 夫	管理本部長
取 （ 常 勤 監 査 等 委 員 ） 役	久 山 志 朗	
取 （ 監 査 等 委 員 ） 役	山 脇 幹 雄	税理士 山脇幹雄税理士事務所代表
取 （ 監 査 等 委 員 ） 役	浅 野 省 三	弁護士 つながり総合法律事務所代表
取 （ 監 査 等 委 員 ） 役	安 達 徹	税理士 株式会社安達計算センター代表取締役 安達徹税理士事務所代表

- (注) 1. 取締役（監査等委員）山脇幹雄氏、浅野省三氏および安達徹氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）山脇幹雄氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役（監査等委員）安達徹氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、久山志朗氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、取締役（監査等委員）山脇幹雄氏、浅野省三氏および安達徹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
原 忠 史	2020年3月23日	辞任	取締役 株式会社ニチイ学館執行役員

(3) 取締役の報酬等

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	4名 (0名)	99百万円 (－百万円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 (3名)	15百万円 (6百万円)
合 計 （うち社外役員）	8名 (3名)	114百万円 (6百万円)

- (注) 1. 2016年6月29日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は年額5億円以内、取締役（監査等委員）の報酬限度額は年額1億円以内と決議いただいております。
2. 取締役（監査等委員を除く）の支給人員は、無報酬の取締役（監査等委員を除く）1名を除いております。
3. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

5. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- 2020年3月23日付で辞任いたしました取締役原忠史氏は、株式会社ニチイ学館の執行役員を兼職しておりました。
当社と株式会社ニチイ学館は資本・業務提携契約を締結しておりましたが、2020年3月13日に本契約を解消しております。現在、当社と株式会社ニチイ学館との間に特別な関係はありません。
- 取締役（監査等委員）山脇幹雄氏は、山脇幹雄税理士事務所の代表であります。当社と山脇幹雄税理士事務所との間に特別な関係はありません。
- 取締役（監査等委員）浅野省三氏は、つながり総合法律事務所の代表であります。当社とつながり総合法律事務所との間に特別な関係はありません。
- 取締役（監査等委員）安達徹氏は、株式会社安達計算センターの代表取締役であります。当社と株式会社安達計算センターとの間に特別な関係はありません。
- 取締役（監査等委員）安達徹氏は、安達徹税理士事務所の代表であります。当社と安達徹税理士事務所との間に特別な関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	活 動 状 況
取締役	原 忠 史	2020年3月23日の辞任まで、当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。 株式会社ニチイ学館で培った豊富な経験と幅広い知識をもって、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	山 脇 幹 雄	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、監査等委員会において、当社の経理システムならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	浅 野 省 三	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査等委員会13回のうち12回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、監査等委員会において、法的規制ならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	安 達 徹	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、監査等委員会において、当社の経理システムならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会計監査人の状況

(1) 名称

P w C 京都監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	15百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第41条の定めにより、会計監査人との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を規定しておりますが、当社の会計監査人と責任限定契約は締結しておりません。

7. 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役および従業員の職務の執行が法令、定款および各社内規程に適合することを確保するため、各部門の担当取締役は当該担当部門におけるコンプライアンスを徹底する体制を構築します。また、全社横断的なコンプライアンス体制の整備と問題点の把握・改善に努めます。
- ② コンプライアンスの推進については、リスク管理委員会が、全体的な行動指針を作成し、コンプライアンス体制を強化します。
- ③ 法令・定款・諸規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とし、内部通報制度を確立します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役は、文書管理規程に基づき、職務遂行に係る情報を文書で保管し、文書の保管期間その他の管理体制についてこの規程を遵守することとしています。また、監査等委員が求めたときは、いつでも当該文書を閲覧できることとしております。
- ② 情報漏洩防止のための体制を構築し、電子情報の適切な保存および管理を図ります。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会・経営会議・部長会・部門長会およびその他の重要な会議にて、部門長および各担当部署の責任者より、業務執行に関わる重要な情報の報告を定期的に行うこととしております。
- ② 情報保全、環境、防災、衛生、健康などに関するリスクの対応については、それぞれの所管部署において規程の制定、教育・啓蒙の実施をするとともに、必要に応じてモニタリングを実施しております。
- ③ 経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクに備えるためにリスク管理規程を定め、想定されるリスクに対して円滑に対処するための予防策を構築しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催します。また、経営会議の中で重要事項を審議し、業務執行のスピードアップを図ります。

② 内部統制の実施状況を検証するために、内部監査室は規程に基づき、内部監査を行い、その結果を監査等委員会および経営会議に対して報告することとしております。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

社内規程に基づく職務権限および意思決定ルール、内部監査の実施により使用人の職務の執行が法令および定款に適合するための体制を確保しております。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会が職務執行のために補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会の見解を尊重してこれを決定し、使用人の人事発令等を速やかに行います。

(7) 前項の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前項により配置される使用人の独立性を確保するため、当該使用人の人事考課、人事異動等に関しては代表取締役が監査等委員会の同意を得たうえで決定いたします。

また、他の業務に優先して監査等委員会の補助業務を行うこととして、監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性を確保します。

(8) 取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

① 取締役および使用人は監査等委員会に当社の業務または業績に与える重要な事項および重大な法令・定款違反行為その他これらに準ずる事実ならびにそのおそれのある事実につき報告することとしております。

また上記の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行いません。

② 監査等委員は、重要な意思決定の過程および取締役の職務執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、意見を述べることができます。

(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求にかかる費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に関係しないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員は内部監査室と連携を図るため、定期的に連絡会議を開催しております。
- ② 監査等委員は、重要な意思決定の過程および業務執行状況を把握するため、取締役会の他、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求めることとしております。

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) 内部統制システム全般

当社では、内部監査室による業務監査および内部統制監査を通して、内部統制システム全般の整備、運用状況の評価および改善を実施しております。

また、上記体制のもと、金融商品取引法に基づく「内部統制の有効評価」を行っております。当事業年度につきましては、開示すべき重要な不備および欠陥は発見されていません。

(2) コンプライアンス

法令順守体制の点検・強化を推進するため、法令・定款・諸規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とし、監査等委員会、内部監査室および弁護士を通報窓口とする内部通報制度を設けています。

(3) リスク管理

当社では、様々なリスクを一元的に予防、管理すること、またリスクが発生した場合には、迅速かつ的確な対応をすることを目的として、代表取締役を委員長とした「リスク管理委員会」を設置しております。

(4) 取締役の職務執行

当社は、社外取締役を選任して原則月に1回開催される取締役会による取締役の職務執行の監督機能を強化しています。

(5) 監査等委員会

監査等委員会は、取締役会への出席ならびに経営会議その他の重要な会議への出席および取締役、使用人からのヒアリングを通じて、当社の内部統制の整備、運用状況について確認を行うとともに、より健全な経営体制と効率的な運用を行うための助言を行っています。

また、監査等委員は会計監査人、内部監査室など内部統制に係る組織と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しています。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務および事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としております。

今後も中長期的な視点にたって、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上ならびに株主価値の増大に努めてまいります。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	935,735	流動負債	2,198,370
現金及び預金	640,213	支払手形	146,612
受取手形	11,536	買掛金	33,578
売掛金	89,311	短期借入金	150,000
商前品	111,167	1年内返済予定の長期借入金	378,874
前渡金	3,171	リース債	13,873
前払費用	54,770	未払金	271,415
その他引当金	27,176	未払費用	287,013
貸倒引当金	△1,612	未払法人税等	75,756
固定資産	5,765,449	未払消費税等	139,867
有形固定資産	4,904,335	前受金	560,050
建物	2,716,292	預り金	24,910
構築物	152,060	賞与引当金	96,585
車両運搬具	0	その他負債	19,833
工具、器具及び備品	29,120	固定負債	1,634,395
土地	1,685,215	長期借入金	1,301,607
リース資産	38,967	リース債	29,785
建設仮勘定	282,680	退職給付引当金	95,913
無形固定資産	32,685	資産除去債	181,619
のれん	1,803	その他負債	25,469
ソフトウェア	20,287	負債合計	3,832,765
電話加入権	9,027	純資産の部	
その他引当金	1,566	科目	金 額
投資その他の資産	828,428	株主資本	2,868,418
投資有価証券	2,100	資本剰余金	330,729
出資金	13	資本準備金	125,665
長期貸付金	28,479	その他の資本剰余金	34,035
長期前払費用	4,592	利益剰余金	91,630
繰延税金資産	124,680	利益準備金	2,512,179
敷金及び保証金	693,746	利益剰余金	26,935
その他引当金	5,732	その他の利益剰余金	2,485,244
貸倒引当金	△30,915	繰越利益剰余金	2,485,244
資産合計	6,701,184	自己株式	△100,155
		純資産合計	2,868,418
		負債及び純資産合計	6,701,184

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

科 目		金 額	
売 上 高			8,480,379
売 上 原 価			7,108,222
売 上 総 利 益			1,372,157
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			998,095
営 業 利 益			374,061
営 業 外 収 益			
受 取 利 息		755	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額		5,332	
退 職 給 付 引 当 金 戻 入 額		4,936	
受 取 保 険 金		5,212	
助 成 金 収 入		5,400	
そ の 他 営 業 外 収 益		1,982	23,619
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		6,180	
そ の 他 営 業 外 費 用		508	6,688
経 常 利 益			390,992
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益		671	671
特 別 損 失			
減 損 損 失		103,781	
固 定 資 産 除 却 損		0	103,781
税 引 前 当 期 純 利 益			287,882
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		121,983	
法 人 税 等 調 整 額		△19,967	102,016
当 期 純 利 益			185,866

株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

(単位：千円)

項 目	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計		
当 期 首 残 高	330,729	34,035	91,630	125,665	20,586	2,369,212	2,389,799	△48,921	2,797,272
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当						△63,485	△63,485		△63,485
利 益 準 備 金 の 積 立					6,348	△6,348	—		—
当 期 純 利 益						185,866	185,866		185,866
自 己 株 式 の 取 得								△51,233	△51,233
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	6,348	116,031	122,380	△51,233	71,146
当 期 末 残 高	330,729	34,035	91,630	125,665	26,935	2,485,244	2,512,179	△100,155	2,868,418

項 目	純 資 産 計
当 期 首 残 高	2,797,272
当 期 変 動 額	
剰 余 金 の 配 当	△63,485
利 益 準 備 金 の 積 立	—
当 期 純 利 益	185,866
自 己 株 式 の 取 得	△51,233
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	—
当 期 変 動 額 合 計	71,146
当 期 末 残 高	2,868,418

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

 その他有価証券

 時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

 商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法

 （リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

 建物

15年～34年

 構築物

10年～30年

 工具、器具及び備品

3年～12年

② 無形固定資産

定額法

のれん……………支出の効果の及ぶ期間（3.5年）にわたり、定額法で償却しております。

ソフトウェア……………自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法で償却しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

当社は、確定拠出年金制度及び前払退職金制度の選択制を採用しておりますが、一部従業員の退職金補填のため2005年12月31日まで設けていた厚生年金基金制度とそれ以降の確定拠出年金制度との差額を調整したものに関する支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額を退職給付引当金に計上しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の算定にあたっては、簡便法を採用しており、割引率を考慮しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、適用要件を満たすため、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金の利息

③ ヘッジ方針

長期借入金の金利変動リスクの回避を目的として、個別契約毎に金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の適用要件を満たしており有効性が保証されているため、有効性の評価を省略しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	1,053,234千円
土地	1,685,015千円
計	2,738,250千円

(上記に対応する債務)

短期借入金	150,000千円
1年内返済予定の長期借入金	378,874千円
長期借入金	913,185千円
計	1,442,060千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	4,588,832千円
--------------------	-------------

3. 損益計算書に関する注記

(1) 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額

売上原価	1,714千円
------	---------

なお、金額は洗替法によっております。

(2) 減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
ちくご事業所（福岡県筑後市）	直営店舗設備	建物
八尾事業所（大阪府八尾市）	直営店舗設備	建物、構築物他

当社は、キャッシュフローを生み出す最小単位として各事業所単位で、本社等は共用資産として、将来の使用が見込まれない遊休資産については個別にグルーピングをしております。

当事業年度において、資産グループ単位の収益等を踏まえて検証した結果、一部の営業事業所については、将来キャッシュ・フローによって当該資産の帳簿価額相当額を全額回収できる可能性は低いと判断し、帳簿価額相当額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失103,781千円として特別損失に計上いたしました。その内訳は建物103,778千円、その他3千円であります。

なお、営業事業所の回収可能価額は、使用価値により測定しております。使用価値については将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるものは回収可能価額を零として評価し、それ以外については将来キャッシュ・フローを2.41%で割引いて算定しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

普通株式 4,026,056株

(2) 自己株式の数に関する事項

普通株式 158,372株

(3) 剰余金の配当に関する事項

I. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	29,643	7.50	2019年3月31日	2019年6月27日
2019年11月13日 取締役会	普通株式	33,842	8.75	2019年9月30日	2019年12月13日

II. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2020年6月26日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	19,338	利益剰余金	5.00	2020年3月31日	2020年6月29日

(4) 新株予約権等に関する事項

新株予約権の目的となる株式の種類及び株式数

普通株式 ー 株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	9,947千円
退職給付引当金	29,330千円
賞与引当金	29,535千円
未払法定福利費	4,728千円
商品評価損	2,048千円
ゴルフ会員権評価損	1,932千円
減価償却超過額（減損損失を含む）	73,169千円
減損損失（土地・電話加入権）	10,309千円
未払事業税	10,951千円
未払事業所税	5,230千円
資産除去債務	55,539千円
その他	2,878千円
繰延税金資産小計	235,601千円
評価性引当額	△67,780千円
繰延税金資産合計	167,820千円
繰延税金負債	
資産除去債務	△43,140千円
繰延税金負債合計	△43,140千円
繰延税金資産の純額	124,680千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%
住民税均等割	4.7%
評価性引当額の減少	0.2%
その他	△0.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.4%

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース取引開始日が2008年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引
該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

I. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達については、主にスイミングスクール事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。

また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

デリバティブ取引は借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、金利スワップの特例処理の対象となる取引のみに限定する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

- ・売掛金は営業債権であり、長期貸付金は取引先に対する債権であり、また敷金及び保証金は、主に事業所の賃貸借契約による差入預託保証金であります。

上記売掛金、長期貸付金、敷金及び保証金は、顧客等の信用リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、事業本部における各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに財務状況等の悪化等による貸倒懸念の早期把握及びその対応策を図っております。

- ・投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、信用リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、四半期ごとに発行会社の財務状況を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

- ・営業債務である支払手形、未払金及び未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

また、長期借入金及び社債は主に設備投資に係る資金調達であります。

上記営業債務や社債及び借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、管理本部が月次に資金繰計画を作成・更新し、手元流動性を適正値に維持することにより、流動性リスクを管理しております。当該リスクに関しては、信用リスクを軽減するため、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。また、借入金に係る支払金利は、金利スワップ取引を利用し、変動リスクを抑制しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価については、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注２）参照）。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	640,213	640,213	—
(2) 売掛金	89,311		
貸倒引当金（※１）	△1,612		
差引	87,698	87,698	—
(3) 長期貸付金（※２）	31,855		
貸倒引当金（※１）	△27,915		
差引	3,939	4,501	561
(4) 敷金及び保証金	693,746		
貸倒引当金（※１）	△3,000		
差引	690,746	695,659	4,913
資産計	1,422,598	1,428,073	5,474
(5) 支払手形	146,612	146,612	—
(6) 未払金	271,415	271,415	—
(7) 未払費用	287,013	287,013	—
(8) 長期借入金（※３）	1,680,482	1,664,939	△15,542
負債計	2,385,523	2,369,980	△15,542

（※１）売掛金、長期貸付金、敷金及び保証金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（※２）長期貸付金には、短期貸付金も含んでおります。

（※３）長期借入金には、１年内返済予定の長期借入金も含んでおります。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(4) 敷金及び保証金

契約先毎に償還時期を合理的に見積り、平均残存期間に応じたリスクフリーレートで、償還予定額を割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 支払手形、(6) 未払金、(7) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

金利スワップの特例処理の対象とされているものは、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 非上場株式（貸借対照表計上額2,100千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、表には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1 年 以 内 (千 円)	1 年 超 5 年 以 内 (千 円)	5 年 超 10 年 以 内 (千 円)	10 年 超 (千 円)
現 金 及 び 預 金	640,213	—	—	—
売 掛 金	89,311	—	—	—
長 期 貸 付 金	3,376	15,327	13,151	—
敷 金 及 び 保 証 金	8,100	9,000	48,000	244,307
合 計	741,001	24,327	61,151	244,307

(注) 敷金及び保証金384,338千円については、返還期日を明確に把握できないため、償還予定額に含めておりません。

(注4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	378,874	351,775	301,455	247,697	121,745	278,932
合 計	378,874	351,775	301,455	247,697	121,745	278,932

8. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、大阪府その他の地域において、賃貸用のテナント（土地を含む）及び遊休資産を有しております。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は8,538千円であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

	当事業年度（千円）
貸借対照表計上額	
期首残高	148,179
期中増減額	△1,875
期末残高	146,303
期末時価	127,698

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 期中増減額のうち、当事業年度の減少額は減価償却費1,875千円であります。

3. 時価の算定方法

主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であり、一部重要性の乏しい不動産については、適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて調整した金額によっております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	741円64銭
(2) 1株当たり当期純利益	47円86銭

11. その他の注記

資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

スイミングスクール設備における不動産賃貸借契約及び定期借地契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込み期間を当該契約の期間及び建物の耐用年数を勘案して3年から34年と見積り、その期間に応じた割引率（0.258%から2.250%）を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	179,561千円
時の経過による調整額	2,057千円
期末残高	181,619千円

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年 5月14日

株式会社ジェイエスエス
取締役会 御中

PwC 京都監査法人
京都事務所

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	高 井 晶 治 ⑩
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	浦 上 卓 也 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジェイエスエスの2019年4月1日から2020年3月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月14日

株式会社ジェイエスエス 監査等委員会

常勤監査等委員 久 山 志 朗 ㊞

監 査 等 委 員 山 脇 幹 雄 ㊞

監 査 等 委 員 浅 野 省 三 ㊞

監 査 等 委 員 安 達 徹 ㊞

(注) 監査等委員 山脇幹雄、浅野省三及び安達徹は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第 1 号議案 剰余金の配当の件

当社は事業の成長、拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識するとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績および今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。これにより、中間配当金 1 株当たり 8 円75銭を含めた年間配当金は、1 株当たり13円75銭となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1 株につき金 5 円といたしたいと存じます。

なお、この場合の総額は19,338,420円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年 6 月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制強化のため3名増員し、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会において検討がなされましたが、特に指摘すべき点はありませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
1	ふ じ き た か お 藤 木 孝 夫 (1953年6月4日生)	1978年11月 当社入社 1999年7月 執行役員西部事業部長就任 2001年2月 役員待遇事業部長 2001年6月 取締役事業部長就任 2002年1月 代表取締役社長就任(現任)	94,000株
2	お く む ら ゆ き て る 奥 村 征 照 (1941年6月13日生)	1979年4月 当社入社取締役就任 1985年8月 代表取締役社長就任 1999年6月 代表取締役会長就任 2008年6月 取締役会長就任(現任)	240,000株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
3	ふる たに まさ のり 古 谷 政 徳 (1954年 7 月 11 日生)	1979年 1 月 当社入社 1999年 7 月 東部事業部中部地区マネージャー 2002年 11 月 役員待遇事業本部東日本担当部長 2003年 6 月 取締役事業部長就任 2008年 2 月 取締役事業本部長就任 2008年 6 月 執行役員事業本部長就任 2009年 4 月 事業本部長 2010年 1 月 取締役事業本部長就任 2014年 6 月 常務取締役事業本部長就任 2020年 4 月 常務取締役事業本部管掌就任(現任)	12,000株
4	た はら とみ お 田 原 富 夫 (1957年 2 月 18 日生)	1978年 9 月 当社入社 1999年 7 月 企画部次長 2002年 1 月 経営企画室室長 2005年 4 月 経営企画部部長 2008年 2 月 取締役就任 2008年 6 月 執行役員就任 2009年 4 月 管理本部長 2010年 1 月 取締役管理本部長就任 2014年 6 月 常務取締役管理本部長就任 2020年 4 月 常務取締役管理本部管掌就任(現任)	12,000株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
5	はま じ まさ ひろ 濱 治 雅 弘 (1961年11月4日生)	1981年1月 当社入社 2015年4月 西日本事業部 関西地区担当次長 2018年4月 管理本部 総務・人事担当部長 2019年10月 管理本部副本部長 2020年4月 管理本部本部長（現任）	一 株
6	わた なべ まさ き 渡 邊 正 樹 (1962年6月11日生)	1986年4月 当社入社 2014年11月 東日本事業部担当次長 2016年4月 西日本事業部担当次長 2018年10月 西日本事業部担当部長 2019年4月 東日本事業部担当部長 2019年10月 事業本部副本部長（兼）東日本事業部担当部長 2020年4月 事業本部本部長（現任）	一 株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
7	さ か ま き か ず や 酒 卷 和 也 (1959年 7 月 8 日生)	1984年 4 月 日本テレビ放送網株式会社入社 2006年 7 月 同社人事局労務部長 2007年 7 月 同社人事局人事部長 2009年 7 月 同社報道局次長 2012年12月 同社社長室次長 2013年 6 月 同社社長室長 2015年 6 月 同社執行役員社長室長 2016年 6 月 同社取締役執行役員総務局長(兼)人事局長 労務担当 2018年 6 月 同社取締役執行役員総務、営業担当 人事・労務担当補佐 2019年 6 月 日本テレビホールディングス株式会社取締役 (現任) 日本テレビ放送網株式会社取締役執行役員 (現任) (重要な兼職の状況) 日本テレビホールディングス株式会社取締役 日本テレビ放送網株式会社取締役執行役員	— 株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 酒卷和也氏は、社外取締役候補者であります。
3. 酒卷和也氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が当社の筆頭株主である日本テレビホールディングス株式会社で培ってこられた豊富な知識や幅広い見識等をもって当社経営に対し適切なご助言をいただくことで、当社のコーポレート・ガバナンス体制強化が期待できることから、社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
1	ひ さ や ま し ろ う 久 山 志 朗 (1952年6月29日生)	1979年4月 当社入社 2008年2月 取締役総務部長就任 2008年6月 執行役員総務部長就任 2009年4月 総務人事統括部長 2012年6月 人事担当部長 2016年6月 取締役（常勤監査等委員）就任（現任）	5,000株
2	や ま わ き み き お 山 脇 幹 雄 (1948年10月18日生)	1967年4月 大阪国税局入局 1996年7月 神戸税務署副署長 1998年7月 大阪国税局 徴収部 国税訟務官 2000年7月 西脇税務署長 2002年7月 大阪国税局 調査第一部 調査開発課長 2003年7月 大阪国税局 徴収部 徴収課長 2005年7月 大阪国税局 徴収部 管理課長 2006年7月 大阪国税局 徴収部 徴収部次長 2007年7月 大阪国税局 徴収部 徴収部長 2008年7月 大阪国税局 退職 2008年8月 税理士登録 2008年9月 山脇幹雄税理士事務所開所 同事務所代表就任（現任） 2013年6月 当社取締役就任 2016年6月 取締役（監査等委員）就任（現任） (重要な兼職の状況) 山脇幹雄税理士事務所代表	一 株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
3	浅野省三 (1948年8月9日生)	1971年4月 関西大学司法研究室入室 1978年4月 最高裁判所司法研修所入所 1980年4月 弁護士登録 米田宏巳法律事務所入所 1984年4月 浅野梶谷共同法律事務所開所 2005年11月 浅野・齋藤共同法律事務所開所 (現 つながり総合法律事務所) 同事務所代表就任(現任) 2007年6月 当社監査役就任 2016年6月 取締役(監査等委員)就任(現任) (重要な兼職の状況) つながり総合法律事務所代表	8,000株
4	安達徹 (1962年7月15日生)	1981年4月 大阪国税局入局 1982年3月 大蔵事務官任官 2008年7月 大阪国税局退職 2008年8月 税理士登録 東郷義和税理士事務所入所 2010年7月 株式会社安達計算センター 代表取締役就任(現任) 2011年4月 安達徹税理士事務所開所 同事務所代表就任(現任) 2011年6月 当社監査役就任 2016年6月 取締役(監査等委員)就任(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社安達計算センター代表取締役 安達徹税理士事務所代表	一 株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 山脇幹雄氏、浅野省三氏および安達徹氏は、社外取締役候補者であります。
- (1) 山脇幹雄氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる国税庁での業務および税理士としての豊かな業務経験等に基づく知見により、客観的かつ専門的な視点か

ら当社取締役会の意思決定および取締役の職務執行の監督など社外取締役として期待される役割を十分に発揮いただけると考えられますので、社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

同氏は直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

なお、同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。

- (2) 浅野省三氏を社外取締役候補者とした理由は、法曹界における長年の経験があり、会社法をはじめとする企業法務に精通しているため、当社の企業統治においてその深い見識を活かした社外取締役としての監査監督機能および役割を果たしていただけると考えられますので、社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

同氏は直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

なお、同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

- (3) 安達徹氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる国税庁での業務および税理士として、財務および会計に関する相当程度の知見を有していることから、当社の企業統治においてその深い見識を活かした社外取締役としての監査監督機能および役割を果たしていただけると考えられますので、社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

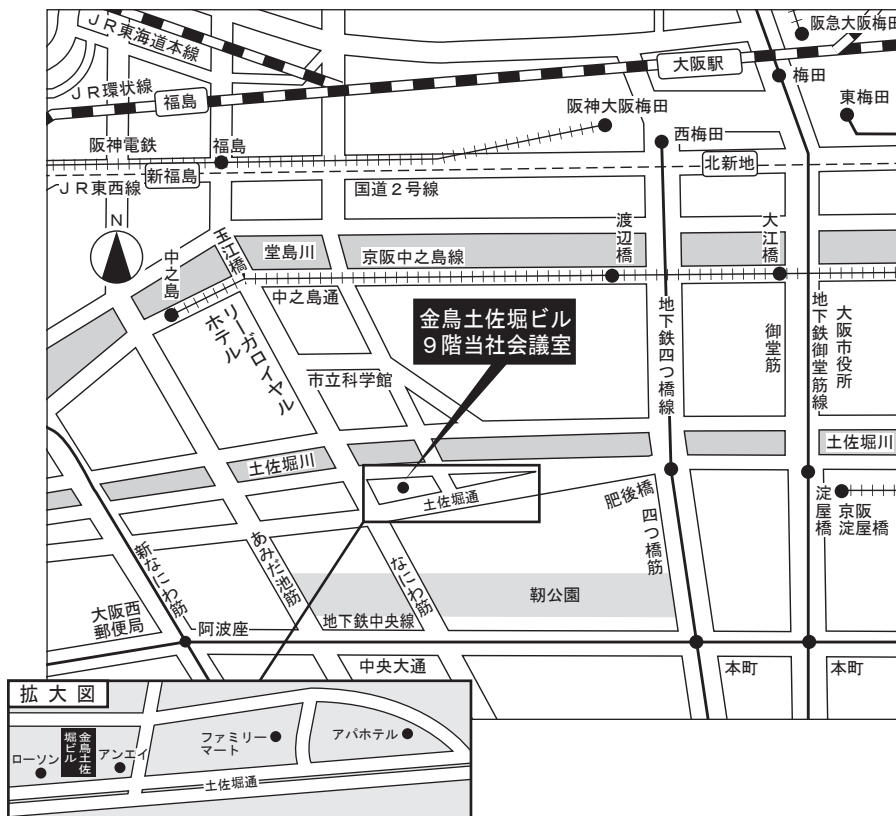
なお、同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

3. 当社は、山脇幹雄氏、浅野省三氏および安達徹氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、3氏が再任された場合には、引き続き各氏を独立役員として届け出る予定であります。

以 上

株主総会会場のご案内図

会場：大阪市西区土佐堀一丁目4番11号
金鳥土佐堀ビル 9階当社会議室



- 大阪メトロ／四つ橋線 肥後橋駅 2号または3号出口より徒歩約4分
※大阪駅よりお越しの場合は徒歩で地下鉄四つ橋線「西梅田」より乗車1駅
- 大阪メトロ／御堂筋線 淀屋橋駅 徒歩約12分
- 京阪電車／中之島線 渡辺橋駅 2番出口より徒歩約7分

*誠に恐縮ながら、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。